

財務省第11入札等監視委員会
令和3年度第2回定例会議議事概要

開催日及び場所	令和3年12月9日(木) 四国財務局 103会議室	
委員	委員長 藤本 邦人 (アローズ法律事務所 弁護士) 委員 久保 誉一 (有限責任監査法人トーマツ 公認会計士)	
審議対象期間	令和3年7月1日(木)～令和3年9月30日(木)	
抽出案件	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	1件	契約件名: 坂出合同庁舎直流電源装置更新工事 契約相手方: 服部電池株式会社(法人番号3240001031694) 契約金額: 4,147,000円 契約締結日: 令和3年9月6日 担当部局: 高松国税局
随意契約(公共工事)	1件	契約件名: 令和3年度八幡浜市舌間所在国有地内の法面復旧工事監理業務 契約相手方: 株式会社赤岡建設コンサルタント(法人番号5500002022417) 契約金額: 3,520,000円 契約締結日: 令和3年9月7日 担当部局: 四国財務局
競争入札(物品役務等)	2件	契約件名: アルコライザーME等の購入 契約相手方: 株式会社香川サイエンス(法人番号4470001000948) 契約金額: 4,255,350円 契約締結日: 令和3年5月31日(第1回 令和3年4月～6月の契約一覧表より選定) 担当部局: 高松国税局 契約件名: 令和3年度香川県内合同宿舍消防用設備等点検業務 契約相手方: 東洋防災工業株式会社(法人番号1480001001782) 契約金額: 638,000円 契約締結日: 令和3年8月19日 担当部局: 四国財務局
随意契約(物品役務等)	—	—
応札(応募)業者数1者関連	—	—
委員からの意見・質問、それに対する回答等	次葉以降のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【案件1】 「坂出合同庁舎直流電源装置更新工事」 契約相手方：服部電池株式会社 契約金額：4,147,000円 契約締結日：令和3年9月6日 担当部局：高松国税局</p> <p>落札率が低い理由を把握しているか。</p> <p>落札業者の入札額と予定価格との差について、資材の調達があかったとか、人件費があかったとか、そういう原因分析はできているか。</p> <p>性能が悪いのではないか、又は耐久性が低いのではないかとといった部分まで考慮して判断しているか。</p> <p>法定点検などのメンテナンスコストは本契約に含まれているか。今後のメンテナンスは、今回の落札業者が行うことになるのか。</p> <p>予定価格はどのように積算したか。見積りは複数からとっているか。</p> <p>予定価格の積算において、落札業者からの見積りは徴したか。</p>	<p>低入札価格調査で確認したところ、</p> <p>① 工事内容が落札者の専門とする分野であったこと ② 資材購入先である取引先と長期にわたり取引をしており、安価に資材調達ができること ③ 工期が落札者の事業年度期首と重なり、手持ち工事がなく、最も良い時期であったこと 等の理由で価格を抑えて入札できたようである。</p> <p>資材について、調達が安価だったと聞いている。</p> <p>従前と同等品であることを仕様書で指定している。</p> <p>含まれていない。今後の点検についても、当落札業者がするというものではない。</p> <p>予定価格の積算根拠について、直接工事部分は建設物価・建築コスト情報や、参考のために複数業者から徴した見積りを考慮して単価の算出を行っている。 共通費については、公共工事積算基準により積算している。</p> <p>徴していない。</p>

【案件2】

「令和3年度八幡浜市舌間所在国有地内の法面復旧工事
監理業務」

契約相手方：株式会社赤岡建設コンサルタント

契約金額：3,520,000円

契約締結日：令和3年9月7日

担当部局：四国財務局

不調となった原因は何か。

入札参加資格要件の配置予定技術者のうち、具体的にどのような技術者が居なかったのか。

工事が特殊だったということではなく、人手不足によって入札に参加しなかったということか。

設計と施工監理を一括して発注することもできると思うが、どのように考えているか。

入札は愛媛県内の業者に限らず全国の業者を参加対象にしているのか。

契約業者はどうして入札に参加しなかったのか。

本件のような土砂崩れの工事は国土交通省が発注するものもあると思うが、国土交通省が発注するものと財務省が発注するものとは何が違うのか。

財務省四国地区競争参加資格を有する業者へ入札に参加しなかった理由を聞いたところ、既に他の業務を請け負っており、技術者の配置ができないなど新規の業務を受注できる余裕がないためとのことであった。

また、工事の設計を行った業者が工事監理業務を受注することが多いが、本工事の設計を行った業者に工事監理を行える技術者がおらず、同業者が本入札に参加できなかったことも不調になった原因の一つと考えている。

工事監理業務の経験がある技術者が配置できず、業務を遂行できるか不安があったことから入札に参加しなかったとのことである。

工事は特殊なものではなく一般的なものである。

工事の設計図書等がなければ工事監理業務の業務量等がわからず、工事監理業務に係る仕様書や予定価格の作成ができないため、設計と工事監理を一括して発注することは困難である。

財務省四国地区競争参加資格を有する業者であれば、愛媛県外の業者であっても入札に参加できる。

契約業者は入札時、財務省四国地区競争参加資格者ではなく、当局の入札公告を見ていなかったためである。

国土交通省が発注する工事は、道路や河川といった公共用財産に係るものであり、一方、財務局が発注するものは財務省が管理する国有地に係るものである。

本件は国有地において崖崩れが生じたため、土地管理の一環として工事を行ったものである。

災害が発生して工事をしなければならない場合において、緊急性にもよると思うが、最初から入札ではなく随意契約で発注することもあるのか。

【案件3】

「アルコールライザーME等の購入」

契約相手方：株式会社香川サイエンス

契約金額：4,255,350円

契約締結日：令和3年5月31日

担当部局：高松国税局

アルコールライザーを使用して酒類の分析をしなければいけない理由は何か。

年間の分析件数は何件程度か。

もともと高松国税局は酒造メーカーからの相談が多かったのか。

分析について、民間の業者に委託する事はできないか。

予定価格はどのように算出したか。

例えば法面崩壊によって民家が被災し、土砂の撤去を緊急的に実施しなければならない場合などは緊急随契により発注することも有り得る。

国税局の鑑定官室は、課税の根拠となる酒類の分析のほか、製造者からの酒類の品質管理に係る技術相談に応じる等の事務を行っている。

国税庁の任務の一つに「酒類業の健全な発展」があり、この任務を果たすために、酒類の品質及び安全性の確保、並びに酒類業の健全な発展を図るための技術的事項について、企画・立案を担当する部署として鑑定官室が設置されている。

今までは、振動式密度計を使用し、酒類の密度やアルコール度数を測定していたが、今回、アルコールライザーという装置を振動式密度計に取り付けることにより、従来アルコール度数の測定に30分程度の蒸留作業を要していたものが、蒸留が不要となり、数分で行えるようになった。

これは、同機能を有する機種として国税庁が指定し、購入したものである。

四国内で100件程度の分析を行っている。アルコールライザーの設置後は、西日本の他の国税局から200件程度の分析の依頼が来ている。

高松国税局は酒造メーカーからの相談件数が多い局であり、そういった事情も考慮されて今回の購入に至った。

酒税の取締りの観点から迅速に対応する必要があり、当局で分析することが税務執行上相当と考える。

精通業者2社から参考見積りを徴し、安価な金額を予定価格とした。

【案件4】

「令和3年度香川県内合同宿舍消防用設備等点検業務」

契約相手方：東洋防災工業株式会社

契約金額：638,000円

契約締結日：令和3年8月19日

担当部局：四国財務局

今回の消防用設備等点検業務は、香川県内の宿舍すべてを対象としているのか。

予定価格が昨年に比べて低くなっているが、どのような理由からか。

財務局が算定している予定価格は、人の単価に日数をかけて算定していると思われるが、実際にかかる日数は何日くらいか落札業者に確認しているか。

落札金額の推移はどのようになっているのか。

すべてである。

予定価格は適正に算定しているところであるが、近年の落札率の低下傾向を踏まえ、算定した予定価格に過去の平均入札率をかけて予定価格としたところである。

予定価格の算定において、労務費を使用しているのは一部であり、労務費以外の費用は刊行物に掲載されているものを参考にしている。

受注業者に実際の業務日数を確認したところ、年2回の点検を実施し、30人日程度とのことであった。

最近の傾向としては、業者がよく変わっており、新しく参入しようとするときには、低めの額を入れるようである。その後、翌年には入札額を上げる動きもみられる。

なお、今回落札した業者について、低い落札金額で応札した理由について確認したところ、高松に営業所があること、少人数かつ極力平日の作業とするなど徹底して経費を抑えたこと及び財務局での施工実績が欲しかったためとの回答があった。